対策のポイント

高病原性鳥インフルエンザ

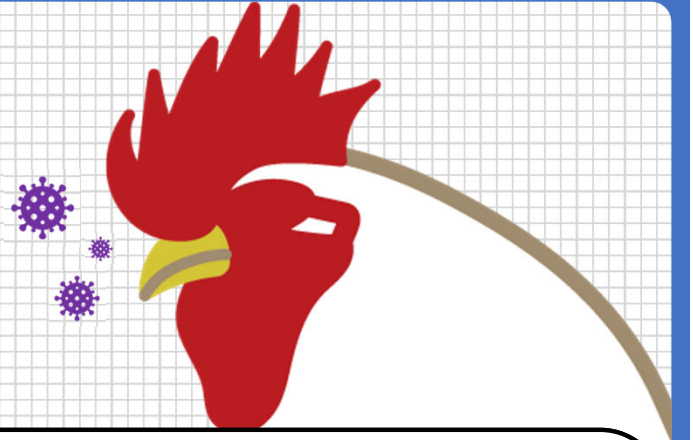

- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも**高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い**状況です。
- 本病の発生を予防するため、**地域におけるリスク低減対策**を推進し、いま一度、**農場におけるウイルス侵入防止対策**を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を**毎月点検**し、**不備があれば改善**。

人、物、車両の入出時対策

- 衛生管理区域**専用の衣服や靴**の使用。
- 着用前後で**交差のない動線、明確な境界**を確保。
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- **家きん舎ごとの専用の靴**の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の**破損修繕**。
  →特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ねずみ及び害虫の**駆除**
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に**覆い**を設置。
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など**誘引を防止**。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の９月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは特に**警戒を強化**。
11月から翌年１月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の**家畜保健衛生所に届け出**。

通報の遅れは、手当金の減額等に繋がる可能性があります。

野鳥・野生動物対策

- 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により**野鳥の飛来を防止**
- 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- 野鳥等への安易な餌やり等の中止

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



MAFF 農林水産省

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

家畜保健衛生所
TEL

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」→